

## ○東海大学大学院医学研究科規則

制定 2007年4月1日

改定 2008年5月1日

改定 2010年4月1日

改定 2012年4月1日

### 第1章 総則

#### (定義)

第1条 この規程は、東海大学大学院学則にのっとり、東海大学医学研究科（以下、「医学研究科」という。）の人材養成に関する目的その他教育研究に関する事項を定める。

#### (設置及び組織)

第2条 医学研究科の教育研究に関する審議及び決定は、大学院教育委員会の承認を経て、医学研究科教授会が行う。

2 前項に定める事項を円滑に審議するため、医学研究科教授会のもとに専門委員会を置くことができる。

### 第2章 目的

第3条 （医学研究科が養成しようとする人材）

医学研究科では、医学および生命科学分野で活躍できる良識を備えた研究者、研究マインドを持った専門医、並びに医学・生命科学の研究に必要な境界領域の専門家を養成する。

第4条 医学研究科の各課程で養成しようとする人材については別に細則に定める。

### 第3章 教育

第5条 医学研究科では目的にそった人材を養成するための教育を行う。

第6条 医学研究科の教育内容については別に細則に定める。

第7条 医学研究科の教育・研究指導の改善のため、専門委員会を中心として、組織的な研修・研究（FD）を実施する。

### 第4章 学位

第8条 東海大学学位規程に基づき学位を授与する。医学研究科学位申請については、別に「東海大学大学院医学研究科学位申請に関する内規」に定める。

第9条 東海大学学位規程第10条第3項により、医学研究科に学位論文を提出し、学位を得ようとする者の学力の確認については、別に「東海大学大学院医学研究科学位申請外国語学科試験実施の内規」に定める。

付 則（2007年4月1日）

この規程は2007年4月1日から施行する。